

鴨川市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第30号

鴨川市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

鴨川市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年鴨川市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表32の項、33の項、80の項から82の項まで及び86の項から88の項までの規定中「(種別割)」を削る。

別記第32号様式、別記第33号様式、別記第80号様式から別記第82号様式まで及び別記第86号様式から別記第88号様式までの規定中「(種別割)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。